

管制業務処理規程改正案に係る意見・質問等(令和6年4月18日適用分)

広域セクター廃止・北日本広域ターミナル運用開始・RNP1

項番	官署	改正案項番	質問・意見等	回答
1	東京局	(I)4(2)	空域QNHという文言は複数のセクターを有するターミナル管制所は使用できないとされているが、観測地点を前置することで運航者との通信に懸念があると考え。観測地点を前置する妥当性及び空域QNHを用いることができない理由如何。	<p>現行規定は平成22年10月21日適用の改正により以下のとおり整理されたものです。</p> <p>【観測地点名の通報】 現行どおり、QNHの提供に際しては観測地点名を前置することを原則とするが、管制区管制所が空域QNHを提供する場合を除外する旨を明確にした。また、ターミナル管制機関のうち、複数のセクターを有するターミナル管制所においては各セクターが提供するQNH観測地点名を前置することとした。</p> <p>観測地点を前置する妥当性及び空域QNHを用いることができない理由についてご質問をいただいておりますが、これらは更なる検討が必要であるため今後の課題とさせていただきます。</p>
2	東京局	(I)4(3)	北日本ターミナルは進入管制区が広域であるところ。飛行経路上の適切な地点における高度計規制値の意味するところは。	<p>現行規定は平成22年10月21日適用の改正により以下のとおり整理されたものです。</p> <p>【提供する高度計規正值】 ターミナル管制所:当該空域に係るQNH。進入管制区内(セクター管轄区域内)の飛行場への到着機に対しては当該目的飛行場のQNHを提供する。</p> <p>飛行経路上の適切な地点における高度計規制値の意味するところについては、上記改正時に以下のとおり説明されています。</p> <p>「飛行する経路上において適切と考えられる地点のQNHであり、状況に応じて判断されるべきものとする。目的飛行場のQNH等の管轄範囲毎に定められたQNHを提供するのみでなく、状況に応じ適切な地点のQNHを提供することを妨げるものではない。また、高度計規正はパイロットの責任下で実施されることから、適正に提供されるQNHが複数混在することについては問題ない。」</p>

3	東京局	(I)4(4)	現在の広域セクターが北日本ターミナル化されるにあたり、出発機のうち現状広域セクターが空域QNHを提供している航空機に対して、北日本ターミナル管制所は通信設定時にQNHを提供する必要がないということになるが、そのような運用となる規定は妥当なのか。	<p>現行規定は平成22年10月21日適用の改正により以下のとおり整理されたものです。</p> <p>【提供時機】 管制区管制所において、航空機がFL140以上へ継続上昇している場合は、(4)a(a)アの規定によりQNHの提供を省略することができることとした。 ※ 継続的にFL140以上の高度へ上昇するのであれば、空域QNHなどを提供する必要はない。</p> <p>※ 何らかの都合により継続上昇中の航空機に対してFL140到達以前に13,000ft以下の高度を指定した場合においては、状況に応じて提供が必要(管制官の判断)。</p> <p>ターミナル管制所において、進入管制区内(セクターがある場合は当該セクター管轄区域内)の飛行場からの出発機に対しては、衛星空港出発機も含めQNHの提供を(4)a(a)イの規定により省略することができることとした。</p> <p>※ ターミナル管制所においては、その管轄範囲が比較的狭い範囲に限られており、出発飛行場のQNHを設定したまま飛行しても支障がないものと考えられることから、前項のACCの場合よりもQNHの提供を省略できる範囲を広げ、13,000ft以下を指定されている航空機であっても、管轄空域内の飛行場から離陸する航空機については、QNHの提供を省略することができることとした。</p> <p>同一ターミナル管制機関内、例えば、アプローチ席からフィーダー席、出域席から入域席等への移管時においては、(4)a(a)ウによりQNHの提供を省略することができることとした。</p> <p>※ ターミナル管制機関内に限定した理由は、ACCにおけるセクターの管轄区域が広範に渡ることから、セクター毎にQNHを提供することが適当である。</p> <p>管轄範囲が広い・狭いに係る定義は不明ですが、国内管制空域の抜本的再編に伴い、ターミナル空域統合が実施され、ターミナル管制所の管轄範囲に係る状況が変化していることから、高度計規正值に係る規定の整理については今後の検討課題とさせていただきます。</p>
4	釧路	(I)3(4) (II)7(4)(5)	広域セクターの廃止と「広域対空援助局等からの情報」の削除の関係が分かりません。広域対空援助局等から情報が提供されないということでしょうか？	「ATIS情報又は広域対空援助局等からの情報」として存置します。
5	仙台	(IV)2(2)a 別表	北日本ターミナル運用開始に伴う追加分(日高、白神)については、セクター名による割り当てになっているが、他の管制機関(セクター運用を行っている東京、関西、那覇を含め)は管制機関ごとの割り当てとなっているので統一するべきでは？	別表1「二次レーダー管制機関別特定コード」における管制機関名の割り当て方法について明確なルールはないところですが、管制方式基準においては、(I)5(7)【無線呼出符号】において、管制機関の無線呼出符号(日高/白神APPROACH)は、当該管制機関の呼称により構成されるとされていることから、この規定との整合性を考慮し、提示案のとおりとさせていただきます。
6	札幌 分室	(IV)2(2)a 別表	別表1の二次レーダー管制機関別特定コードについて。「日高」、「白神」のように進入管制区単位で記載するのではなく、「北日本」(仮称)のようにターミナル管制機関単位で記載する方が良いのではないか。	別表1「二次レーダー管制機関別特定コード」における管制機関名の割り当て方法について明確なルールはないところですが、管制方式基準においては、(I)5(7)【無線呼出符号】において、管制機関の無線呼出符号(日高/白神APPROACH)は、当該管制機関の呼称により構成されるとされていることから、この規定との整合性を考慮し、提示案のとおりとさせていただきます。
7	中部	Ⅲ(I)3	【質問】「ATIS情報等」としたときの「等」に何を含むのかは記載しないのか。	「ATIS情報又は広域対空援助局等からの情報」として存置します。
8	松山	7到着機	7項(4)及び(5)に記載されている「ATIS情報等」の「等」は何を示しているのかご教示ください	「ATIS情報又は広域対空援助局等からの情報」として存置します。

9	ATMC	12	「RNP 1」と空白の後1バイト数字になっていますが、他項の「RNP10」「RNP4」と表記はそろえた方がいいのではないかと。できればAIPとも。	「RNAV1」と表記をそろえ、空白なしで1バイト数字とし「RNP1」とさせていただきます。「RNP10」「RNP4」と表記をそろえることについては今後の課題とさせていただきます。
10	SDECC	北日本広域ターミナルの運用開始	「別表1 二次レーダー管制機関別特定コード」の管制機関名の項目に「日高(仮)」と「白神(仮)」をセクターで分けて記載していますが、セクター単位では通常記載しないのではないのでしょうか。先島も同様ですが、進入管制区として独立して告示されているからなど、何か基準があるのでしょうか。(いずれにしても「管制機関名」としては適切ではない印象を受けます。)	別表1「二次レーダー管制機関別特定コード」における管制機関名の割り当て方法について明確なルールはないところですが、管制方式基準においては、(I)5(7)【無線呼出符号】において、管制機関の無線呼出符号(日高/白神APPROACH)は、当該管制機関の呼称により構成されるとされていることから、この規定との整合性を考慮し、提示案のとおりとさせていただきます。
11	SDECC	「Basic-RNP 1」→「RNP 1」	Basic-RNP1は規程本文に記載がなかった用語であり、RNP1も同様に記載がありません。RNP4、RNP10は本文に記載されていますが定義がなく、RNP10については、本文中の(II)9(4)eに定義同様の注釈がついています。一貫性がないと思われるので、RNP1の変更にあわせ、RNP2、4、10(+経路も含む)も同様に定義に追加するのはいかがでしょうか。 数値以外は同一の文章を数多く記載することになるので、「航法性能要件値(Required Navigation Performance type-RNP type)」など既に記載のある定義を活用し、「RNP1(RNP1):航法性能要件値が1であるRNP仕様をいう。」など、定義に含まれている意味を改めて記さず簡潔にすればそれぞれ記載してもしつこくならないかと思われます。	ご指摘、ご提案ありがとうございます。RNP1、2、4、10(+経路も含む)の定義の整理については、今回の改正とは切り分け、RNP2の正式運用時に整理するなど、今後の課題とさせていただきます。
12	FDA	I 2	RNP1経路(RNP1 Route)初期・中間進入セグメントが、RNP1の航法仕様で設定される計器進入方式もありますが、定義には含まれないのでしょうか。	RNP1経路(RNP1 route) RNP1に従い航行する航空機の用に供するために設定された標準計器出発方式、トランジション、標準計器到着方式及び計器進入方式(初期進入、中間進入及び進入復行セグメントに限る。)をいう。 に修正します。
13	FDA	(I)3(4)	「ATIS情報等」の「等」には何が含まれているのでしょうか。	「ATIS情報又は広域対空援助局等からの情報」として存置します。
14	アジア航測		北日本広域ターミナルのレーダーサイトの位置とMVAの公開予定はあるか確認いただきたい。	レーダーサイトの位置については、北日本広域ターミナル運用開始に伴う新たなレーダー整備はなされないことから現在のAIP公示から変更はありません。MVAは引き続き公示されます。